



平成 30 年 4 月 26 日

各 位

会 社 名 アイカ工業株式会社  
代表者名 代表取締役社長 小野 勇治  
(コード：4206、東証・名証第 1 部)  
問合せ先 常務取締役経営企画部担当 百々 聡  
(TEL：052-533-3136)

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 30 年 6 月 22 日開催予定の定時株主総会に付議することを決定しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

##### 1. 変更の目的

コーポレートガバナンスの更なる強化と業務執行のスピードアップを図るため、取締役と執行役員の機能・役割をより明確にし、取締役が執行役員を兼任する形に変更するとともに、顧問制度を廃止するものであります。これに伴い、現行定款の一部変更を行うものです。

##### 2. 変更の内容

定款変更の内容は、別紙添付のとおりであります。

##### 3. 日程

定款変更のための定時株主総会開催日 平成 30 年 6 月 22 日 (予定)

定款変更の効力発生日 平成 30 年 6 月 22 日 (予定)

以上

<別紙>

(下線部分は変更箇所を示す)

現行定款	変更案
<p>第1条～第12条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第13条～第15条 (条文省略) (招集権者および議長)</p> <p>第16条 株主総会は法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づき、<u>取締役社長が招集し、その議長となる。</u></p> <p style="text-align: center;">② (新設)</p> <p>(招集権者および議長の順序)</p> <p>第17条 <u>前条の場合</u>において取締役社長に事故あるときは、取締役会であらかじめ定めた順序により他の取締役がこれにあたる。</p> <p>第18条～第21条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>第22条～第23条 (条文省略)</p> <p>(代表取締役および<u>役付取締役</u>)</p> <p>第24条 取締役会は、その決議により代表取締役を選定する。</p> <p style="text-align: center;">② 取締役会は、その決議により<u>取締役会長、取締役社長各1名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名</u>を定めることができる。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(相談役、<u>顧問</u>)</p> <p>第25条 取締役会において必要と認めるときは、相談役、<u>顧問</u>をおくことができる。</p> <p>第26条～第42条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">平成21年6月23日改正 平成28年6月23日改正</p>	<p>第1条～第12条 (現行と同じ)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第13条～第15条 (現行と同じ) (招集権者および議長)</p> <p>第16条 株主総会は法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づき、<u>取締役会においてあらかじめ定めた取締役が招集する。</u></p> <p style="text-align: center;">② <u>株主総会の議長には、取締役会においてあらかじめ定めた取締役がある。</u></p> <p>(招集権者および議長の順序)</p> <p>第17条 前条の<u>取締役</u>に欠員または事故あるときは、取締役会であらかじめ定めた順序により他の取締役がこれにあたる。</p> <p>第18条～第21条 (現行と同じ)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>第22条～第23条 (現行と同じ)</p> <p>(代表取締役および<u>取締役会長</u>)</p> <p>第24条 取締役会は、その決議により代表取締役を選定する。</p> <p style="text-align: center;">② 取締役会は、その決議により<u>取締役会長1名</u>を定めることができる。</p> <p>(<u>役付執行役員</u>および<u>執行役員</u>)</p> <p>第25条 <u>取締役会は、その決議により役付執行役員および執行役員を定めることができる。</u></p> <p style="text-align: center;">② <u>役付執行役員および執行役員に関する事項は、取締役会において定める執行役員規程による。</u></p> <p>(相談役)</p> <p>第26条 取締役会において必要と認めるときは、相談役をおくことができる。</p> <p>第27条～第43条 (現行と同じ)</p> <p style="text-align: center;">平成21年6月23日改正 平成28年6月23日改正 <u>平成30年6月22日改正</u></p>